

令和4年第2回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年2月24日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

9番 西村 功

○ 事務局職員出席者

事務局長 野村 隆二 (遅刻)
次 長 大野 秀悟
主 査 出口 大悟
主 査 小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第9号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)

議案第10号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 2 番 (塩木)

議事録署名人 3 番 (堀)

開 会 令和4年2月24日 午後3時40分

次 長 (大野 秀悟君)

それでは、申し訳ありませんが局長は別件で出かけておりまして、途中で参りますので私が進行させていただきます。よろしくお願いします。

それでは、ただいまから令和4年第2回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

氣賀澤会長さん、挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

先ほどは功績者表彰に御出席いただきましてありがとうございました。

オミクロン株のほうも大分収まってきているとは思いますが、まだまだ全国で感染者は高止まりしているような状況です。

その中で、最近また東日本大震災の頃に言われましたBCP、いわゆる事業継続計画についてのことがよくメディアにも出てきます。そんなことを考えたときに、農業のBCPって何なんだろうなあと考え、危機管理とは何なんだろうなあ、農業は一体どういうことを考えればいいのかというようなことを考えておりましたら、先ほど小原さんのほうから各法人の経営分析がなされまして、また去年の気象変動等を含めた中で法人経営は米中心ではなくて雑穀のほうにかじを切っていくようなことをしていかなざるを得ないんじゃないかなあという御意見をいただきました。そこら辺のことも考えながら今後の農業というものを考えていかなければならないのかなというふうに感じております。

また、40分くらい遅いスタートになりますが、皆さんの御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

局 長 (野村 隆二君)

遅れてすみません。

続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、20番 菅沼佳彦委員、お願いいたします。

20番 (菅沼 佳彦君)

先ほど小原さんのお話をお聞きしまして、これから自分が話すことってちょっと大分軽くて、ちょっと話しにくいんですけども、少し話をさせてもらいたいと思います。

私が農地利用最適化推進委員の委嘱状を受け取ってから一年半が過ぎたところなんですけれども、委員の推薦を受けるときに推薦者から農業委員ではなく推進委員だからっていうことを何回も念押しされたんです。推進委員だからね、推進委員だからねっていうことで、そういうことで農業委員ではないからなというふうに思ったんですけども、推進委員との違いもよく理解しないま

ま、農業委員の補助的な役割かなあというくらい軽い気持ちで受けてしまったんですけども、今までこうやって農業委員の皆さんと活動してきて、そうだったのかと思っているところです。

かといって、会長さんのほうから委嘱状を受け取ったからには、やっぱり自分の立場を理解しながらきちんと取り組まなければと思っています。

私自身、父親が稲作中心に養蚕、加工トマト、エノキダケ等々で農業を中心に生計を立ててきたんですけども、私は兄弟3人で、長男なもんですから、ほかの兄弟と違って結構手伝いをさせられていました。ということで農業なんかと思っていたんです。高校生の頃、最初の減反政策、これが始まって、家は継ぐけれども農業はということで、高校を出た後、別の道を進んできて、現在に至っています。

農地のほうは、現在、皆さんに委託をお願いしてやってもらっているんで、一応農地としての維持はしてもらっているところです。

私自身は家の前の畑で家庭菜園をやっている程度です。

そういう経過もありまして、農業に関してほとんど全くというほど考えてこなかったのが現状です。

農地最適化推進委員として農地相続とか農地法に基づいたよしあしも何とか判断できるようになったんですけども、駒ヶ根、特に中沢の中山間地での農地利用最適化をどうするかっていうこととか、担い手への集積・集約化、それから遊休農地の発生防止、解消等々、農地調査等で歩いてみますと大変なところがたくさんあります。まだ具体的な対策が打てていないところが自分自身でも歯がゆく、またやるせない、情けないということであると思っています。

そういうこともあって、ここのところ農業新聞の購読を始めて、何かいい手はないかなと思って見えています。皆さん見たこともあるかと思うんですけども、後ろのほうに「農業委員会ネットワーク通信」という記事があります。ここには全国各地の農業委員会の取組について記事が出ておって、その下のほうに「農委活動の道しるべ」「最適化活動を進めるために」という7回連載の記事が載っていて、これを毎回読んでいます。

今月、6回目の記事に、ここからは記事の文面なんですけれども、

「実質化された人・農地プラン」に基づいて事業の具現化を図るためには、町内会（区・自治会）長、まちづくり協議会長などの組織の協力を得て、農業関係者のみならず「集落の問題」として考えてもらうことができるのかもポイントになってきます。

という記載がありました。

確かにそうかなあと思って、地元では地域づくりとか活性化、それぞれ共通するような問題で取組はしているんですけども、やっぱりその情報共有と

か組織の連携っていうのはなかなかできていないことがあるんじゃないかと思ってるんで、そういったところの連携、コミュニケーションができるようになればなあと思っています。

それから、もう一つ、農地法の目的のところに「耕作者の地位の安定」という文言があります。このことは、やっぱり担い手とか新規参入者が今の時代に合った評価ができるようにしてやるのが今後は必要かなということもちょっと思っているところです。

以上、自分の推進委員としての取組、まとまらない取り留めのない話ですけども、以上であります。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは始めたいと思いますが、今日は協議会を先に行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

総会は一旦休憩といたします。

午後3時50分 休憩

午後5時07分 再開

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは総会を再開いたします。

これより令和4年2月1日付、告示第2号をもって招集した令和4年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

9番 西村功委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において2番塩木操委員、3番 堀敏委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページの左側を御覧ください。

計画変更一1で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の北東1筆350㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、工場用地。

変更理由でございますが、当初計画は工場を建築する予定であったが、その後事業の進展がなく、年齢的にも事業が困難なため断念した、承継計画は15～16年前より北側の自宅敷地の一部として利用しているが、必要な手続が取られておらず、今後も引き続き住宅敷地として使用したいため転用したいというものでございます。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

11番 (代田 和美君)

ここに書かれているように、昭和60年に工場用地として一度認可されている場所です。それがそのまま転用されていなくて、今度は自宅と駐車場に使いたいということです。

本当に家に囲まれて、横は石垣になっている狭い土地ですので、特に問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第6号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第7号の審議に入る前申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により [REDACTED] 委員は自己等に関する事項について議事に参与することができま

せんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔 君 退場〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(出口 大悟君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては4ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

中割区、 の西4筆計2,455㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は■の栽培をするため当地を取得したい、譲渡人は高齢により経営規模の縮小を検討し譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

東伊那区、 の西1筆479㎡になります。

3ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在既に借りて耕作しており、引き続き耕作を継続するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては5ページの左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

東伊那区、 の西4筆、計2,902㎡になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

続きまして 4 件目でございますが、場所につきましては 5 ページ右側を御覧ください。

3-4 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED] の南西 4 筆、計 328.99 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため自宅に近く利便性のよい当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

以上 4 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

2 5 番 (米山 茂寿君)

1 番です。

事務局のほうから説明があったように、ここに [REDACTED] の栽培ということで、4 年くらい前から [REDACTED] を植えて、去年から収穫ができております。

特に問題はないかと思えます。

以上です。

1 番 (村上 英登君)

2 番ですけど、譲受人は、ここに書いてあるように以前から利用権を設定して耕作しています。

譲渡人は [REDACTED] ですので、もとより耕作はできないということで、2 人の間で話がまとまったそうですので特に問題はないと思えます。

続いて 3 番です。

譲渡人は地区外に住んでいまして、[REDACTED] の家庭でありますので耕作できないということ、譲受人は農業に関心があるので土地を有効利用して取り組みますということで、特に問題はないと思えます。

2 番 3 番とも [REDACTED] の農地です。

以上です。

- 21番 (白川 眞武君)
4番です。
1月5日に現地を確認しました。
この土地は今まで譲受人が[]の中で10年以上耕作を続けておりました。
自宅は道路を挟んで反対側の本当に目の前ですので、利便性もあるということで、実際に所有することは妥当であると思います。
以上です。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第7号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔[]君 入場・復席〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主査 (出口 大悟君)
それでは議案書6ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計6件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。
5-1で表示した場所になります。
北割1区、[]の東1筆668㎡になります。
6ページにお戻りください。
申請目的でございますが、宅地分譲。

理由でございますが、譲受人は事業の拡大を図りたいと考え、宅地造成後に分譲及び販売するため当地を取得したい、譲渡人は生活資金確保のため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして2番となりますが、場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の西1筆1,738㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は事業拡大を図りたいと考え建売住宅の建築及び販売のため当地を取得したい、譲渡人は高齢のため農業規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管埋設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして3番となりますが、場所につきましては9ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

南割区、[REDACTED]の北1筆303㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、駐車場となっております。

理由でございますが、譲受人は駐車スペースが不足するため自宅の隣接地を使用していたが、農地法の手続を取っていなかったことから今回手続を取り駐車場用地として当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年7月2日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては9ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の南5筆、計5,115㎡のうち11.4㎡

になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人は太陽光発電事業のノウハウを活用し農地の有効利用及び農業所得の安定化を目的として営農型太陽光発電事業を実施するため耕作放棄地である当地を借り受けたい、貸付人は現在耕作できておらず今後も耕作のめどが立たないことから借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地域内の部分につきましては、一時的に転用する場合は農用地域内でも転用できるというものになっております。今回は農用地以外の農地も含まれておりまして、農用地以外の部分につきましては、平成 13 年 1 月 16 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 2 種、消極的 2 種で、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして 5 件目でございますが、場所につきましては 10 ページの左側を御覧ください。

5-5 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED] の北 2 筆、計 580 m²になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在親と同居しており、住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 11 月 9 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

7 ページを御覧ください。

続きまして 6 件目でございますが、場所につきましては 10 ページの右側を御覧ください。

5-6 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED] の北 2 筆、計 3,553 m²のうち 4.3 m²になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人は太陽光発電事業のノウハウを活用し農地の有効利用及び農業取得の安定化を目的として営農型太陽光発電事業を実施するため耕作放棄地である当地を借り受けたい、貸付人は現在耕作できておらず今

後も耕作のめどが立たないことから借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

以上6件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

1 7 番 (中嶋 隆君)

1番ですけれど、2月10日に現地確認を行いまして、ここの周辺っていうのはもうほぼ住宅ということになっていますんで、問題ないと思います。地図上では何か東側が田んぼみたいになっているんだけど、ここもみんな5~6軒のうちが建たっているという状況です。

以上です。

2 番 (塩木 操君)

2番です。

この場所は、地図を見てもらっても分かりますように周りが住宅になっていて、一部農地も入っておりますが、水の問題もなさそうでしたので、特に問題ないと思います。

主 査 (出口 大悟君)

3番ですが、事務局から御説明させていただきます。

こちらの申請ですが、令和3年9月に一度農業委員会の中で御審議いただいて、令和3年10月には転用の許可が出ておりましたが、当時は分筆前の許可でして、法務局のほうで登記の手続を取った際に分筆前の転用許可では登記を受け付けないということと言われてしまったようです。

これまでそういったことはあまりなかったんですけども、対応策としては、基本的には分筆した後に転用許可を取り直すしかないのではないかとということで、今回、分筆が完了したので改めて転用の申請が出てきております。

申請内容等につきましては以前の内容と全く変わっておりません。

以上になります。

1 3 番 (木下 豊君)

4番の件です。

申請地の西側に水田が1枚ございます。ここにつきましては太陽光パネルを設置されても支障ないという判断をいたしました。

あとは、先ほど御説明がございましたとおり営農型太陽光発電ということで一時転用ということ、それから住民説明会が開催されまして、そこでも大きな

意見等はなかったということ、それと、あと自治組合との協定も双方が合意したということで、特に問題ないと思います。

20番 (菅沼 佳彦君)

5番です。

1月に森委員と一緒に現地確認しました。

地図で見ますと、下が南側になるんですけど、南が田んぼになっているんですけども、2年前になるんですけども、この田んぼの半分が宅地で、現在も住宅が建っています。ですので、今回の敷地が農地と関係するのは大体南側の半分くらいということで、農地が南側にあること、それから造成としては現状の畦畔をそのままいじらないで造成するというのでありますので、問題ないと思います。

以上です。

4番 (北澤 満君)

6番ですけども、営農型太陽光発電ということであります。

譲渡人は■■■■おるわけですけども、親が亡くなってから数十年にわたって耕作がされていなくて、法人の私のほうにも耕作をお願いしたいというような話がありましたけれども、ちょっと手のつけられない状態の耕作放棄地ということなんです。

そして、下に田んぼがありまして、農地の横の農地転用は難しいということでそのまま放置されていたんですけども、営農型太陽光発電ということで貸し付けるということになります。

大曾倉地区の説明会でいろいろお願いも出て、賛成という結論も出ておりますので、何ら問題ないということになります。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1番 (村上 英登君)

営農型太陽光の設置なんですけれど、2~3年前でしたか、前にも同じ人がブルーベリーをやるって言っていて申請が許可になったんですけど、収益とか、そういうのはどうですか。事務局でわかりますか。

主査 (出口 大悟君)

今回は当時の事業者さんとは異なるんですけども、前回の方は、毎年報告をいただいているんですが、今月末で2度目の報告ということなんです。前回の報告時は、植え付けて1年目ということで、まだ収穫には至っておりません。

ただ、指導機関の指導を受けながら順調に生育しているということは写真ま

たは報告書等で確認しております。今年度、また来年度あたりから徐々に収穫できるのではという状況を確認しております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。

1 番 (村上 英登君)
はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 8 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第 9 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項議事参与の制限規定により

委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、

議案第 9 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

議案書 11 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 4 年 2 月 28 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 1 万 6,083 m²、畑が 1 万 5,422 m²、合計で 3 万 1,505 m²でございます。

貸手が 9、借手が 7 でございます。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、12 ページから 14 ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

なお、15 ページにつきましては解除条件付貸借となっておりますので、御確

認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、幾つかありますので見ていただいてから議事を進めたいと思います。各担当地域のところについて御確認をお願いします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第9号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔 君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ここで議案第10号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により 君

委員、 委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔 君 君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第10号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

それでは議案書16ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和4年2月28日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田1万8,232㎡、畑960㎡、10年が田4万4,226㎡、合計で6万3,418㎡でございます。

貸手が18、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

17ページから20ページが利用権設定する各筆の明細となっております。

18名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で42筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

21ページから25ページまでは利用配分計画の明細となっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

26ページから27ページは貸借の一覧表ですので、御確認をお願いします。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、審議に入る前に少し時間を取りますので内容を御確認ください。

〔各自黙読〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第10号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔 君 君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

次に、報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら28ページを御覧ください。

農地法第4条第1項第9号の規定による届出がありましたので御報告させていただきます。

1件でございます。

場所につきましては29ページの左側を御覧ください。

報告事項-1で表示した場所になります。

下平区、XXXXXXXXXXの北1筆 199.88 m²になります。

28 ページにお戻りください。

届出目的でございますが、農業用倉庫。

内容でございますが、米の保管及び乾操作業所を目的として当地の農業用倉庫を設置したいというものでございます。

以上1件について御報告させていただきます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項について説明のとおり御承知おきください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和4年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後5時40分